

令和4年第11回農業委員会総会議事録

開催年月日	令和4年11月24日(木)					
開催場所	白岡市役所4階特別大会議室					
開催時間 及び宣告者	開会	午前 9時00分	議長	会長職務代理者 江口泰夫		
	閉会	午前 9時42分	議長	会長職務代理者 江口泰夫		
議長	江口泰夫	臨時議長	岩上賢	仮議長		
委員 出席 状況	農業委員			推進委員		
	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	岡安広	出席	1	長澤いと	欠席
	2	岩上賢	出席	2	川野信之	出席
	3	関山功一	出席	3	齋藤光則	出席
	4	進藤貴一	欠席	4	渡邊明子	出席
	5	江原健治	出席	5	神田潔	出席
	6	黒須宣夫	出席	6	小林一夫	出席
	7	山下幸一	出席	7	安野和好	出席
	8	吉田敏雄	出席	8	清水清	出席
	9	大山峰夫	出席	9	今泉志江	出席
	10	安藤富司夫	出席			
	11	荒井肇	出席			
	12	齋藤美佐夫	出席			
	13	江口泰夫	出席		出席者	21名
14	小島俊雄	出席		欠席者	2名	
議事参与制限 を受ける委員	江口泰夫	会長からの 出席要請者		農政課		
事務局	事務局長	佐々木 雅美		局長補佐	本村 剛士	
	主査	塩村 孝太郎		主任	安藤 寛子	
	主任専門員	岡安 秀夫				
説明員	主査	塩村 孝太郎		主任	安藤 寛子	
	主任専門員	岡安 秀夫		農政課	新井 和久	
	農政課	大寫 康正				

審議事項

- (1) 白岡市農用地利用集積計画の決定について
- (2) 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について

協議報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (4) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	皆さんおはようございます。定刻となりましたので、ただ今から令和4年第11回農業委員会総会を始めさせていただきます。はじめに、江口会長職務代理から御挨拶を頂戴したいと存じます。
職務代理	改めまして、おはようございます。 11月の初め頃の国会中継で、**党の議員が農林水産大臣に対して肥料の高騰にかかる質問がありました。これに対して農林水産大臣は肥料の7割を負担するとの答弁がございました。そう云った中で、同じ頃JAさんから支援の書類が届きました。内容を確認した上で、早速提出したところでございます。また、大臣からは、汚泥を肥料化していく旨の答弁がございました。今後は、そう云ったものを肥料として活用していくことになる時期が来るようでございます。 本日も、よろしく御審議いただけますよう、お願い申し上げます。
局長	ありがとうございました。本日は、傍聴人の方がお見えでございます。よろしくお願ひいたします。なお、傍聴人に申し上げます。お手元の『傍聴人心得』を良くお読みいただき、傍聴くださいますようお願いいたします。
局長	現在の出席は農業委員13名、推進委員8名でございます。こののちは、農業委員会会議規則に基づきまして、江口職務代理に議長をお願いいたします。
議長	現在出席委員13名であり定足数に達しておりますので、これから第11回総会を開会いたします。
議長	議事録署名委員に安藤委員、荒井委員を指名いたします。
<u>日程第1 議案第28号 白岡市農用地利用集積計画の決定について意見について</u>	
議長	日程第1 議案第28号 白岡市農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。 本件につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。
農政課	議案第28号 白岡市農用地利用集積計画の決定について、農政課からご説明いたします。 本計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、10月3日月曜日から10月14日金曜日までの9日間で受付を実施いたしました。内容につきましては、新規設定件数18件、筆数47筆、面積44,904㎡でございます。再設定件数は30件で、筆数60筆、面積54,075㎡でございます。合計件数としましては48件、合計筆数107筆、合計面積98,979㎡となっております。

農政課	<p>計画の決定におきまして慎重な審議をお願いいたします。</p> <p>本日審議して頂いた農用地利用集積計画の始期については、利用権設定で行ったものについては、令和4年12月7日からとなります。また、中間管理事業を通ず利用権設定については、令和5年3月1日からとなります。</p> <p>3ページ以降に、各利用権設定の詳細が記載されております。内容につきましては、記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。</p> <p>農政課からの説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>説明が終了しました。本案につきましては議事参与制限があるため、再設定番号5を除く案件について、始めに御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等がございましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>この中に新規の設定で梨を作ると云うことで借りる方がいるのですけれども、4番、10番、14番、15番、16番、17番と云うこと6件が該当していますが、これは、現況としては梨が今あるのか、或いは、これから梨を植えてやるのか、その辺をちょっと伺いたいと思います。</p>
農政課	<p>一部、既に梨棚があるものもございませし、新たに梨棚を作られるものもございませす。</p>
委員	<p>具体的には、何番が梨棚があるのでしょうか。</p>
農政課	<p>新規の4番、10番、14番が既存の梨棚がございませす。</p>
委員	<p>4番なんですけどね、4番は私の家が上野田ですから近くなんですけれども、これは現況は畑です。梨棚はありません。現在は**さんと云う方の所有地ですが、4番は梨棚はありません。</p>
農政課	<p>回答が誤っておりましたので訂正をさせていただきます。4番については敷地拡張で、今後梨棚を作ると云うことになっているようです。</p>
委員	<p>具体的には、現況で梨棚があるのは10番と14番でよろしいですか。</p>
農政課	<p>はい。そのとおりでございます。</p>
委員	<p>存続期間と云うのが5年、10年、15年、20年と色々バラバラなんですけど、梨棚があるところは5年くらい借りても来年から収穫ができるので問題ないと思いきけれども、これから新規で梨の苗を植えてやる場所は、早ければ5年くらいでいづらか生ってきますけど、10年くらい経たないと収穫が一人前に出来るようにならないと思います。15番、16番は10年なんですけれども、10年だと植えて収穫できる頃には返還時期を迎えると云うことで、更新はあるのでしょうかけれども、ちょっと何か短いような気がするのですけれども、これはお互いの契約の問題ですから、なかなか云えないのでしょうかけれども、ちょっと短いような気がするのですが、その辺の指導はどうなんでしょうか。</p>
農政課	<p>ご意見については地権者とこれから利用される方との契約の話になってきますの</p>

農政課	で、こちらの方から特に指導と云う形はございませんが、耕作される方の希望の年数によって設定をさせていただいているのが現状でございます。
委員	この中で、14、15、16、17と云うのは、埼玉県農林公社を經由してどなたかが借りるのだと思うんですけども、みんな同じ方でしょうか。
農政課	大山地区で進めている☆☆☆☆☆でございます。
委員	☆☆☆☆☆だとすれば、20年、10年の差が相手によって出てきていますけど、これは貸す人の側の意見なんではないでしょうか。
農政課	こちらについては、ジョイント栽培をやりたいところについては、苗の栽培と云うことで10年の設定をしているところでございます。
委員	ジョイントをやるから早く収穫できるから10年と云うことですか。ジョイントをやると収穫時期は若干早まりますので、3年くらいで収穫できるかもしれませんが、若干早くなりますけどね、それが10年と20年の差と云うことでよろしいでしょうか。
農政課	☆☆☆☆☆さんとしましては、梨の方をジョイント栽培でやられると云うことでございます。それにあたって、ジョイント栽培用の梨の苗は殆ど販売していないようですので、自分のところで苗を作らないといけないと云うことで、そう云った苗を栽培するようなところは、全部ではないんですけども、基本10年で。そこに梨棚を作るわけではなくて、苗を育てるだけなので、ちょっと短くなっているようなケースがあるようでございます。
委員	15番、16番については梨を作るのではなく、苗を育てると云うことで借り受けるとう理解でよろしいでしょうか。
農政課	最初はそのような形で、最終的にもしかすると延長して梨棚を作っていく可能性はありますけど、最初は苗木を作る予定です。
委員	はい。わかりました。ありがとうございました。
議長	ほかにございませんか。
	[なしと云う声あり。]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案のうち、再設定番号5を除く案件については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。
	[異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって本案のうち、再設定番号5を除く案件については、原案のとおり決定します。

議長	<p>続きまして、私に係る審議に入りますので、私の退席中の議事進行を岩上委員に暫時お願いします。岩上委員よろしくお願いします。</p> <p>[江口委員、一時退室]</p>
臨時議長	<p>それでは暫時、議長に代わり議事の進行をいたします。再設定番号5について御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p> <p>[なしという声あり]</p>
臨時議長	<p>質疑なしと認めます。</p>
臨時議長	<p>お諮りします。本案のうち、再設定番号5については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。</p> <p>[異議なしという声あり]</p>
臨時議長	<p>異議なしと認めます。よって本案のうち、当該再設定番号5については、原案のとおり決定します。江口委員は入室してください。</p> <p>[江口委員、入室]</p>

日程第2 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議長	<p>日程第2 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可につきまして、御説明いたします。今回案件は1件でございます。総会資料の12ページ目を御覧願います。</p> <p>番号1につきましては、農業経営規模拡大のため、譲受人が譲渡人から売買により所有権を移転するものです。譲受人の農業経営の状況につきましては、耕作面積154.79a、農業従事者は2人、農業従事日数は200日、農機具については、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、トラック1台を所有しています。</p> <p>そのため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を**委員にお願いいたします。</p>
委員	<p>今回申請の、番号1番の爪田ヶ谷***番* 畑 ***㎡の、3条申請について、11月17日に現地を確認しました。現地案内図は1ページです。</p> <p>現在、申請地は、キャベツ、白菜、大根などが作付けられており、良好な農地として使用されております。一方、譲受人の農機具等の保有状況につきましては、トラクター、田植機、コンバイン、籾のコンテナ、軽トラック等を所有しており、所有する農地は全て耕作されております。また、久喜市、及び宮代町にも、</p>

委員	それぞれ1筆づつ農地を所有しておりますが、何れも耕作されていることが確認できました。つきましては、今後も引き続き耕作されるものと判断いたしましたのでよろしくお願いいたします。
議長	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については取得事由を相当とし、農機具・労働力・作付計画等から、取得後、地域農業との調和を図りつつ十分効率利用できるものと認め、許可することで御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第29号については、原案のとおり決定します。
<u>日程第3 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について</u>	
議長	日程第3 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	<p>議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は5件でございます。</p> <p>総会資料の13ページから14ページ目を御覧願います。</p> <p>番号1につきましては、譲受人が譲渡人から、売買により所有権を移転し、既存住宅敷を拡張し、駐車場として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、市内に居住しております。自宅駐車場スペースが狭く、2台分を無理やり駐車している状態で、道路への出入りや、車両の入れ替えなど苦慮しており、また、交通量も多い為、危険な場所です。市外に住む息子が帰ってきた時や、来客があった時は、自宅から離れた所に駐車場を借りております。</p> <p>宅地部分と一体利用し、駐車場スペースとして利用することで、問題が回避できるため、今回、申請がなされたものです。申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われま。</p> <p>番号2につきましては、譲受人が譲渡人から、売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供が生まれ、手狭となるため、自己用住宅を建築したいと考えたことから、今回、申請がなされたものです。申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも</p>

事務局	<p>該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。</p> <p>また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。</p> <p>番号3につきましては、譲受人が譲渡人から、使用貸借権を設定し、住宅敷として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供が生まれ、手狭となるため、自己用住宅を建築したいと考えたことから、今回、申請がなされたものです。申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。</p> <p>番号4につきましては、譲受人が譲渡人から、売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、市内の賃貸住宅にて生活し、妻は白岡市内の会社に勤務しております。子供が生まれ、手狭となるため、自己用住宅を建築したいと考えたことから、今回、申請がなされたものです。申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。</p> <p>番号5につきましては、譲受人が譲渡人から、売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、市外の賃貸住宅に居住しておりますが、白岡市内の会社で勤務しており、市内の土地を探しておりました。現在の賃貸住宅も手狭となり、子供が生まれた時のことを考え、今回、申請がなされたものです。申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。</p>
議長	<p>説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を**委員にお願いいたします。</p>
委員	<p>今回申請の議案第30号、1番の、農地法第5条の規定による許可申請について、11月17日に現地を確認しました。案内図は2ページでございます。</p> <p>周辺は住宅が点在しており、また、幹線道路、病院、駅、小学校、中学校、高等学校等が徒歩圏内にあります。申請地は農地として管理されており違反等はございません。申請理由は事務局説明のとおりでございます。従いまして、この案件については、転用理由や付近の状況から、転用についてはやむを得ないと判断いたしました。皆様の御審議をよろしく申し上げます。以上で報告を終わります。</p>

議長	<p>続きまして番号2、3、4の現地確認の報告を**委員にお願いいたします。</p>
委員	<p>議案第30号の2、3、4のうち、2と4が関連がありますので、こちらをまとめて一括説明としたいと思いますが如何でしょうか。</p>
議長	<p>はい。</p>
委員	<p>それでは、2と4が同じ場所ですので一括して説明しますので、よろしくお願ひします。2は高岩字六間****の*、****と、その下へ行きまして、4の、****の*と****の*につきまして一括説明します。</p> <p>場所、地目、面積、権利の内容、譲受人、譲渡人、転用の内容につきましては、事務局から詳細に説明がありましたので割愛させていただきます。</p> <p>現地案内図の3ページをご覧ください。</p> <p>場所でございますけど、新白岡駅から直線で約900メートルの位置でございます。また、主な公共施設といたしましては、西に高井歯科、老人ホーム、藤野病院等がございます。また、周辺は既に住宅が点在しており、益々住宅地として発展するようなところでございます。また、周囲は既に住宅地で10ha以上の集団農地とは認められませんでした。また、許可することによって周辺農地に悪影響を与える状況ではありません。また、現在この土地は陸田跡でございますけど、若干雑草等も生えておりますけど、農地として利用されており、先行工事等は行われておりません。前と後ろで2件になっていますが、</p> <p>そのような状況から総合的に判断いたしますと許可相当と思いますが、皆様方の慎重審議をお願いし報告を終わります。</p> <p>続いて3でございますが、現地案内図の4ページをご覧ください。</p> <p>場所は新白岡駅から真っ直ぐ東に位置し、東小学校の体育館の直ぐ東でございます。前面の道路を隔てて、市街化区域と市街化調整区域に分かれているところでございます。すぐ前に高岩天神様と云う神社がございます。東は白岡東小学校となっております。申請地は若干雑草等が生えておりますが農地として利用されており、先行工事等は行われておりません。また、周辺は既に住宅が点在し、益々住宅地として発展するようなところでございます。また、10ha以上の集団農地とは認められませんでした。また、農地法違反等もございません。また、許可することで、周辺農地に悪影響を及ぼすこともございません。</p> <p>そのようなことを勘案しまして、許可相当と思いますが、皆様方の慎重審議をお願いし報告を終わります。終わり。</p>
議長	<p>続きまして番号5の現地確認の報告を**委員にお願いいたします。</p>
委員	<p>今回申請の、議案第30号、番号5、小久喜****の*、5条条申請について、11月20日に現地を確認しました。現地案内図の5ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、10ha以上の集団農地とは認められませんでした。また、周辺は既に宅地等として利用されており、今後も市街化として発展する可能性が高い場所です。更に申請地は、駅、市役所から300メートル以内であり市街化が著しい区域で</p>

委員	<p>す。更に申請地は、上水道、ガス管等が埋設された道路の沿道にあり、なお且つ病院、コミュニティーセンターの二つが申請地から500メートルの範囲に存在し、市街化が著しい区域です。なお、転用の理由等は事務局の説明のとおりです。また、申請地は現在農地として使用されており違反等はされておりません。</p> <p>従いましてこの案件については、転用理由や付近の状況から、転用についてはやむを得ないと判断いたしました。皆様の御審議よろしく申し上げます。以上です。</p>
議長	<p>報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等がございましたらお願いいたします。</p> <p>[なしという声あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>
議長	<p>お諮りします。本案については、事務局の説明及び担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。</p> <p>[異議なしという声あり]</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって議案第30号については、原案のとおり決定します。</p>
議長	<p>以上をもちまして、議案第28号から第30号に係る議事を終了します。</p>
<p><u>協議報告事項1 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分</u></p> <p><u>協議報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分</u></p>	
議長	<p>引き続き協議報告会を開催いたします。</p>
議長	<p>協議報告事項1 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について、協議報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>協議報告事項1 農地法第4条第1項第8号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回の報告は1件でございます。</p> <p>総会資料の16ページ目を御覧願います。番号1でございますが、共同住宅敷のための転用です。</p> <p>協議報告事項2 農地法第5条第1項第7号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は 4 件でございます。</p> <p>総会資料の17ページ目を御覧願います。番号1から3につきましては、住宅敷のための転用です。番号4につきましては、住宅敷拡張のための転用です。</p> <p>簡単ですが、説明は以上です。</p>
議長	<p>説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等がございましたらお願いいたします。</p>

	[なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知について</u>	
議長	続きまして、協議報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知についてを事務局から説明いたさせます。
事務局	協議報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知について でございますが、今回報告は5件でございます。 総会資料の18ページから20ページ目を御覧願います。 番号1及び番号2につきましては、令和4年9月1日に解約があったものです。理由は、過去に家族間で農地法第3条による使用貸借権が設定されておりましたが、既に貸借終了日が経過していること、また、新たな利用権を設定する際に支障を来すこととなったため、設定した使用貸借を解約した旨の届出があったものです。 番号3につきましては、令和4年10月23日に解約があったものです。理由は、農地の一部を農業用資材置き場とすることとなったため、解約となったものです。 番号4につきましては、令和4年10月31日に解約があったものです。 理由は、賃借人が高齢となったため、解約となったものです。 番号5につきましては、令和4年11月4日に解約があったものです。理由は、地権者から解約の申し出があったため、解約となったものです。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	[なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項4 その他</u>	
議長	続いて協議報告事項4 その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項4その他について でございますが、先ず、机の上に手帳の方を配付させていただいております。こちらにつきましては、1年に1回配付しており、委員さんの活動などにご利用いただきたく存じます。 続きまして、農業委員会活動記録の提出について でございます。皆さん御協力ありがとうございました。なお、返却は翌月の資料配付時を予定しております。 続きまして、来月の農地パトロールについて でございますが、12月13日 江口委員・大山委員・日勝地区推進委員、12月27日 関山委員・篠津地区推進委員で予定をしております。必要に応じて日程変更をお願いいたします。また、日程変更を行った場合には、お手数ですが事務局まで連絡をお願いいたします。 以上の日程で予定しておりますが、新型コロナウイルスの影響により、パトロールを中止する場合がございます。その際は改めてご連絡させていただきます。

<p>事務局</p>	<p>また、来月の総会・12月23日（金）午前9時からを予定しております。 議事録署名委員は安藤委員、荒井委員となりますので、両委員は来月の総会の際に署名をお願いします。また、机の上に封筒で皆様宛に配布させていただいておりますが、1年に1回農家さん宛に送らせていただいている利用意向調査になります。 こちらにつきましては、提出日の期限が来月の総会と同じ日23日となっておりますので、その日に提出いただくか、若しくは、同封の返信用封筒でご回答いただきたく思います。なお、他の農家さん宛につきましては、明日25日を発送の予定としておりますので、先行してお渡しさせていただいたものとなります。 以上で、協議報告事項4その他を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。</p>
<p>議長</p>	<p>本日の会議は以上で閉会となります。お疲れ様でした。 [終了午前9時42分]</p>